

負担限度額認定申請に必要なもの及び注意事項

【申請に必要なもの】

□ 介護保険負担限度額認定申請書

＜申請書の記入の際に確認していただきたいこと＞

- ①申請書中「個人番号」欄に、マイナンバー（個人番号）を記入
- ②申請書中「収入等に関する申告」欄の該当する項目に☑
- ③「受給している年金保険者」欄の該当する項目に○
- ④「預貯金等に関する申告」欄に☑と預貯金等の額の記入
- ⑤申請書裏面の「申請者」欄と※「同意書」欄に記入
- ⑥申請書裏面の「注意事項」欄の確認

□ 本人と配偶者の全ての預金通帳口座残高の写し

- ① 銀行名・支店名・口座番号・名義人の分かる部分、
- ② 最終残高の分かる部分（申請日より2ヶ月以内に記帳されたもの）の写しをご用意ください。
（年金受取口座の場合は、年金の振込がわかる部分も必要）

□ その他（投資信託、有価証券等）がある場合は、全ての証券会社や銀行口座の口座残高の写し

□ 負債がある場合には、借用証明書等の写し

預貯金額等から差し引きます。ただし、個人名義であっても、営む事業にかかる借用証書は負債とみなしません。

※預貯金等の詳しい内容については、裏面をご確認ください。

□ 委任状（本人と同一世帯以外の方が申請される場合に必要です。）

□ 非課税証明書（課税収入がない方は住民税申告【ゼロ申告】が必要になります） 本人及び配偶者の課税地が弥富市でない場合のみ必要です。

□ その他、申請をする際に窓口で必要な書類（※別紙の参考資料②をご確認ください。）

【注意事項】

- 1 必ず本人と配偶者の方の全ての預貯金等の口座残高の写しを添付してください。
- 2 預貯金等の口座残高の写しは、必ず申請日より2ヶ月以内に記帳されたものを用意してください。
- 3 必要に応じて、銀行等に口座の照会を行います。
- 4 必ず申請書（表面）の「収入等に関する申告」、「預貯金等に関する申告」欄の該当する項目の☑と全ての預貯金額等の記入をしてください。
- 5 必ず申請書（裏面）の「申請者」欄、「同意書」欄も記入をしてください。
- 6 参考資料②に記載された書類もご用意ください。
- 7 不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え、最大2倍の加算金（負担額と併せて最大3倍の額）の納付を求めることがあります。

弥富市

「預貯金等の申告に必要な添付書類一覧」及び「負担限度額認定の要件」は、
裏面をご確認ください。

預貯金等の申告に必要な添付書類一覧

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金 （普通・定期）	通帳の写し （インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書など

負担限度額認定の要件＜次の 1. 2. 3. の全てに当てはまる方＞

1. 本人および世帯全員が住民税非課税であること

2. 配偶者が住民税非課税であること

夫婦のどちらかが施設に住所を移している場合など、本人と配偶者が別の世帯にいる場合でも、配偶者が非課税である必要があります。

婚姻届を提出していない事実婚の場合も、配偶者として取り扱われます。

3. 預貯金等の資産要件が下記の基準以下であること

段階	基準所得	基準額
第 1 段階	・ 老齢福祉年金受給者の方 ・ 生活保護受給者の方	単身 1, 0 0 0 万円以下 夫婦 2, 0 0 0 万円以下
第 2 段階	合計所得金額＋課税・非課税年金収入金額が 8 2. 6 5 万円以下の方	単身 6 5 0 万円以下 夫婦 1, 6 5 0 万円以下
第 3 段階①	合計所得金額＋課税・非課税年金収入金額が 8 2. 6 5 万円超 1 2 0 万円以下の方	単身 5 5 0 万円以下 夫婦 1, 5 5 0 万円以下
第 3 段階②	合計所得金額＋課税・非課税年金収入金額が 1 2 0 万円超の方	単身 5 0 0 万円以下 夫婦 1, 5 0 0 万円以下

※ 2 号被保険者は、基準所得に関わらず単身 1, 0 0 0 万円以下（夫婦 2, 0 0 0 万円以下）になります。